

## 信州型自然保育認定制度 認定基準

基準の観点	No	信州型自然保育認定(特化型)	信州型自然保育認定(普及型)		
運営の 安定性と透明性	1	設置者及び保育等の責任者（施設長）が明確であること。かつ、理事会や運営委員会等の合議体により運営していること。			
	2	園の設立の日及び保育等を開始した日から2年以上経過していること、かつ、1日4時間以上開所し、週の合計開所時間が20時間以上であり、申請日以前の2年間に連続して6か月以上の休業期間がないこと。			
	3	適切な会計処理が行われていること。かつ、申請日の属する年度の前年度及び前々年度の収支計算書及び事業報告書が、第三者の求めに応じて公開できる状態にあること。			
	4	申請日の属する年度の前年度及び前々年度において、各月の利用する子どもの延人数の総数を平日の日数で除した人数が4人以上であり、かつ、年間の子どもの平均利用人数が6人以上であること。ただし、認可園はこの限りではない。 ※在籍している子どものうち、傷病及び忌引きで欠席している子どもは利用人数に含めるものとする。			
自然体験活動の 計画性及び 環境と時間の確保	5	屋外等での子どもの体験活動が、毎月計画的に実施されていること。			
	6	屋外での子どもの自然体験活動に使用できる場所が園庭以外にあること。かつ、優先的に使用できるよう配慮されていること。			
	7	信州型自然保育（特化型）にあつては、3歳以上の子どもの屋外等での体験活動が、長期休暇等を除き、 <u>1週間で合計15時間以上</u> 行われていること。	信州型自然保育（普及型）にあつては、3歳以上の子どもの屋外等での体験活動が、長期休暇等を除き、 <u>1週間で合計5時間以上</u> 行われていること。		
保育及び自然体験 活動の質の担保	8	申請日時点の保育者と在籍する子どもの人数比率及び保育者の資格について、次の各号の基準をすべて満たしていること。 ① 満4歳以上の子どもは、おおむね25人に対し保育者が1人以上いること。 ② 満3歳以上満4歳未満の子どもは、おおむね15人に対し保育者が1人以上いること。 ③ 満1歳以上満3歳未満の子どもは、おおむね6人に対し保育者が1人以上いること。 ④ 満1歳未満の子どもは、おおむね3人に対し保育者が1人以上いること。 ⑤ 保育者は、常時2人以上いること。 ⑥ 常勤、非常勤を問わず、保育者の半数以上の者が、保育士又は幼稚園教諭又は保育教諭の資格を有する者であること。			
	9	県が作成した「信州型自然保育ガイド」HP版を保育者及び保護者がいつでも見られるようにすること。			
	10	申請日以前の2年間に、自然保育を行う上で有効であると考えられる外部の研修等の場に参加した常勤の保育者がいること。			
	11	申請日以前の2年間に、自然保育を行う上で有効であると考えられる研究保育や対外的な事例発表等を行った常勤の保育者がいること。			
	12	申請日以前の1年間に、自然保育を行う上で有効であると考えられる園内部での研修を行っていること。			
	13	信州型自然保育（特化型）にあつては、自園又は他の保育等関係施設において、通算2年以上、自然体験活動の指導経験を有する常勤の保育者が半数以上いること。	/		
	14	屋外等での子どもの体験活動の記録を、広報紙やホームページ等を通じて公開していること。			
屋外での体験活動に おける安全管理	15	信州型自然保育（特化型）にあつては、申請日時点において、次の各号の安全管理に関する専門講習のいずれかを申請日前2年間に受講した保育者が2人以上いること、かつ、保育者のうち少なくとも1人は常勤であること。 ①MFA「チャイルドケアプラス」 ②上級救命講習 消防庁 ③幼児安全法支援員養成講習 日本赤十字社 ④小児救命救急法（EFR-CFC） ⑤普通救命講習Ⅲ 消防本部（局） ⑥赤十字救急法基礎講習 日本赤十字社 ⑦赤十字救急法救急員養成講習 日本赤十字社	/		
	16	屋外等で子どもの体験活動を行う際は、活動前後を含めて十分な安全管理に配慮した対応を行うとともに、保育者の配置体制等が確保されていること。			
	17	屋外等で子どもの体験活動を行う際の安全管理マニュアルを作成していること。かつ、保育者と保護者に周知していること。			
	18	屋外等で子どもの体験活動を行う際に、緊急事態（地震、落雷、豪雨、降雹等の自然災害や不審者遭遇等）が発生した場合の避難などの対応方法について定められていること。かつ、保育者と保護者に周知していること。			
	19	屋外等で子どもの体験活動を行う際のけがや事故に迅速に対応できるよう、救急医や消防署及び警察署への連絡方法について定められていること。かつ、事前に各機関への協力要請を行っていること。			
	20	屋外等で子どもの体験活動を行う際のけがや事故に迅速に対応できるよう、各保護者との連絡方法が書面又は電子メール等で確認されていること。			
	21	園として子ども及び保育者の傷害保険に加入し、かつ、損害賠償責任保険に加入していること。ただし、公立園にあつては保育者の傷害保険、損害賠償責任保険の加入はこの限りではない。			
地域との連携	22	地域資源を利用した体験活動をおこなうとともに、地域住民と交流する等の機会を設けていること。			
小学校との連携	23	在籍する子どもの小学校や特別支援学校入学に際して、当該小学校や特別支援学校と子どもに関する情報共有や交流を図り園小接続が円滑に行われるよう配慮していること。			
個人情報保護	24	子どもの個人情報保護についての規程があること。かつ、その規程の中で、子どもの活動記録を公開する際に、事前に保護者の同意を得ることを要することを規定していること。			

（特化型）計 24項目

（普及型）計 22項目